

# アメリカ黒人間題の民族社会学的一考察

高橋 準 郎

## 一 はじめに

めまぐるしく変動する国際情勢のなかであって、民族、人種問題はつねに国際動乱の中心的存在である。本年のはじめベトナム問題はカンボジアへと飛火し、またこの夏以来急速に緊張の度をましてきた中東問題が世界の全ての人々によって不安な思もちで注目されてきている。こうした急激な国際変動のなかで、黒人間題はすでに過去のものという錯覚にとらえられる感をぬぐえないでもない。だが上述のような緊迫した一時的危機感はないにしろ、これらの陰にかくれたアメリカ黒人間題は無気味な静寂を保っているのである。それゆえにけっしてその前途はあかるいものではない。黒人間題はここしばらくの間低迷状態を続けているのである。それは以下に論述するように、理論的にも現実的にも具体的な方向性があきらかにされていないと同時に、またその認識において一方的解釈がなされているということにも起因するといつてよい。

この小論ではその意味において、黒人間題を民族社会学的立場から、とくに呉主恵教授による「民族社会学」<sup>(1)</sup>を基本資料とし、さらに本田創造氏の論文等<sup>(2)</sup>を参照しつつ、黒人間題の本質的なものとそのパースペクティブに関する諸問題を理論的見地から論じてみたい。

## 一一

昨年につづいて、アメリカの本年の夏は八月八日のカリフォルニア州サンラファエルの州地方裁判所で起った黒人による判事射殺事件<sup>(3)</sup>という特異な事件を除いてはこれといった黒人暴動事件もなかったように記憶する。だが冒頭に述べたごとく、未だ完全にその不安が去ったとはい

難い。いつあの一九六三年のワシントン大行進を中心とした公民権運動の画期的勝利後にハーレム、ワッツで爆発したような暴動事件が起り得ないと断定できないからである。黒人問題は単に季節的なものによってとらえるには、あまりにも根深い深刻な問題であるといえる。

ところで、ワシントン大行進はそれまで分散的であった黒人運動を「公民権」というスローガンの下に集合させ、非暴力的抵抗というキング氏による新しい哲学的な運動形態を生みだし、一般にも一九六〇年代の公民権運動の頂点とみなされ、またそのように解釈されてきている。だがそうした状況にもかかわらず、前述のように、その直後北部大都市の各地域で大規模な黒人暴動を続発させる結果となってしまった。

つまり、ワシントン大行進は直接的に一九六四年の公民権法、人種闘争の歴史のうえでの金字塔とまでいわれた六七年の黒人投票権法等の制定を促し法的にはかなりの発展をみせたにもかかわらず、黒人の大多数にとってはほとんど目に見える現実的、具体的な進歩として受けとられなかったのである。いわば、これらの法的獲得によって向上したと言えるものは、南部において最も露骨に公然と実施されていた学校、公共施設、交通機関等における人種差別がより巧妙に行なわれるようになったことであり、南部の中産階級とでもいべき少数の層に若干の希望を与えたものでしかなかったともいえる。ある意味では逆にアメリカ黒人問題の根底に横たわるものの一つ——北部の底辺に生活する人々——の实体を隠蔽させる状況にあったとともに、さらに新たなフラストレーション、エイリエネーションのもととしてとらえられる危険性さえあったといえる。それはまた黒人種ゆえに圧迫されている南北の底辺に存在する全黒人にとってもまた同じことがいえたのである。

だがこの公民権運動の進歩と黒人運動の激化という二つの現象、いわば逆説的なこの間の事情について黒人問題の改善に「Manpower development」〈能力再開発〉を強調するN・Glazer教授は<sup>(4)</sup>、そこには相関関係はないと分析する。ともあれ結果的にはここに黒人問題の新たな方向転換をむかえることになる。

ここに、史的に一九六三年のワシントン行進はこれを境にして以下に述べるような方向転換をもたらしたとしばしば指摘される。

それはA・J・Toynbee<sup>(5)</sup>もあきらかにするように、黒人運動の分散的地域化を促進し、セパレイティズム(Sepatism)的傾向をとりながら法的要求から、より現実的、具体的なものを志向しつつあるということである。そしてそのさい、とくに従来の穏健な黒人運動にとって根本的な性格転換を与える契機となったのは、直接的に既成の非暴力による運動理念にたいして真向から闘うことを宣言したBlack power(黒人主義)の出現であった。

一九六七年七月、ニューヨークで「黒い力」の全国大会が開かれ大会には学生非暴力調査委員会 (SNCC)、黒い回教徒 (Black Muslim)、人種平等会議 (CORE)、南部キリスト教指導会議 (SCLC) が参加した。そしてその際決定したスローガン(1)第三の黒人政党を組織する、(2)ベトナム戦争を非難し召集を拒否する、(3)アメリカ黒人と白人の二国に分離する話し合いを始める、(4)ブラック・パワー (黒い力) の中央組織を作る、という四つの項目からも伺われるように分離主義的傾向をとりつつ黒人運動の目的達成のためには暴力も辞さないとする方向を決定したものであった。

この方向決定は、その結果として必然的に人種差別を強化し維持しようとする集団側の人種主義⇨白人の巻き返しを起すという二重の現象をもたらしたのである。つまり、この様相は「……場当りで、時には非理性的な黒人の爆発と白人の冷酷な『巻き返し』の強まり、長く隠されていた白人の人種感情の激しい露出これらは、米国の都市における今日の人種問題の不安な姿を特徴づけるものである」<sup>(6)</sup>。

これらの傾向はまた時間的経過として、公民権運動そのものの中心が南部諸州より北部に移った結果としてみられる新たな都市問題と人種問題の結合によって起り始めたのだともいえよう。いわゆるそれは北部のマジョリティ集団と黒人の物質的、精神的な直接的接触によってそれまで潜在していた北部の二面性が白人の「巻き返し」としてあらわれたのだとも解釈できる。

ところで前述のように、急激的に出現しその戦闘性を強調しつつ黒人運動に一つの特質的方向転換をもたらしたブラック・パワーの意図する理論的背景、そして彼等の歩もうとするものは何であったのか。

この「黒い力」に代表される一般的スローガンは先の四項目でもふれたように、「黒」と「白」の二国分離論を中心として既成の黒人問題改善の底に流れている白人の良識に訴える方法および慈善事業を中心とする社会奉仕的方法を捨てるとともに、黒人運動そのもの自体から白人の存在を切り離し黒人人種自からの制度、政党、共同組合等を組織するという黒い社会の設定を志向したものであったともみてよいであろう。なお本田氏はこのブラック・パワーの本質について「……『ブラック・パワー』とは何らの思想ではなくて、ある種の極限状態にみられる一つの状況である」<sup>(7)</sup>とみる。

上述のような意図にもとづいた「黒い力」の諸勢力は終局的に、その急激な全国的拡大という運動事実とは逆にこれといった中心的運動理論も思想もたずに、その結果として黒白分離主義の破産をとげ孤立化、分散化の過程を辿ってしまったのであったといえるであろう。

黒人運動はその後一九七〇年の今日まで、原則的に目立った変化もたらしていないし、同時にそれはまたある意味においては現代の黒人問題にたいし著しい影響力をもつ理論的およびその具体的な方向性も指していないといふことができる。

いわゆる一元的にそのような万能的なものは存在しないといふべきかもしれない。それに代るべきものを探し求めつつ歩んできたのがアメリカ合衆国の歴史であり、その意味において今後もおそれを求めつづけるであろうといふことができよう。とりもなおさずこの事実は今現在に理論的、現実的の両面からの具体的なものが期待されているということにはかならない。

それゆえ、こんにちの二〇世紀後半においてますます複雑化する社会構造とともに、多様化するアメリカ黒人問題を何が本質的であり何が第二第三の要因であるかという理論的把握が再確認されるべきであると思われる。強いてはそれが複雑な要素と絡みあって、現在黒人問題が他の種々の政策の手段として利用された理論的にも思想的にも混乱している現状を憂慮するとき、アメリカ人種問題を正しく認識するうえに必然的に有効なことと思われるからである。

## 二

そこでアメリカ黒人史のうえでは、南北戦争後とくにこの難問題を解決すべく黒人運動の発展とその時間的経過につれてさまざまな解決案とでもいふべき提案がなされてきたのであった。例えば、(1)ニグロの植民地への移住、(2)国内の淮州への隔離、(3)連続的支配の継続、(4)民族の混血案等<sup>(8)</sup>がその代表的なものであった。これらの白人人種集団側からの提案はどれ一つを考慮してみても黒人にとつての理想的な解決案となり得るようなものはなかったし、受け入れられるべきものもなかったのである。

いわばこれらの分散主義的、孤立的傾向は周知の J. E. Simpson と J. M. Yinger の 「マジョリティ」 (Majority) の 「マイノリティ」 (Minority) 政策の六段階、 L. Wirth の被支配者集団である少数集団が「その思想的、感情的、行動的」活動を止揚してゆくさいの四つの型にそれぞれ照合してみてもあきらかにされるように、あくまで黒人人種のアメリカ民族形成から分散主義的傾向へ志向するものでしかなかったといえる。

この分散主義的方向は、近代黒人運動のなかでのカーベイ運動<sup>(9)</sup> (Carvey Movement) と究極的に類似的意義をもつもので、さらに見方によ

てはブラック・パワーとも相通じうるところがあるとも解釈できよう。それはカーベイ運動が「ひとことではいえず、黒人の民族感情にふれる闘性と敗北主義の同居である」と指摘されるゆえんにある。<sup>(10)</sup>

そこでつぎに、近代以降の黒人問題にたいし基本的に如何なる理論的解釈、定義づけがなされてきたかという点についてみてみたい。それはとくに、アメリカ複数民族国家内での民族、人種の「統合化」という観点からの民族形成に対する民族学的理論づけである。

この分野からの資料として、アメリカ共産党のこんにちまでの黒人問題にたいする政策理論がいろいろの示唆を与えてくれるものと思われる。それは、アメリカ共産党が政党結成以来黒人問題にたいする理論的方向づけに努力してきたからでもある。なおこの点についてはとくに本田創造氏によってすでに専門的にあきらかにされているので、この間の事情についてはこの研究に沿って<sup>(11)</sup>みてみたい。

彼によればまず、アメリカ共産党の過去数十年による黒人問題にたいする理論的意義づけを史的過程にそってみれば、それは「階級的」「人種的」「民族的」要素がその基本となりつつも、とくに黒人問題をそのなかの「階級的」問題としてみたところに誤りがあったと指摘されている。この誤りは、この党自身のものというよりはその前の社会党デ・レオン (De Leon) の影響下にあった社会主義労働党 (Socialist Labor Party) および当時の革新的諸政党の基本方針を安易に受け入れたものであるという。実にこの点については、当時の各種労働団体も黒人問題を発展する民族的問題としては解釈することができなかったのである。なおその社会党は、一九一〇年の創立大会で黒人問題にたいして採択した決議で、黒人労働者にとつての問題は人種や皮膚の色、国籍には関係なく、それはあらゆる国の労働者とまったく同一の問題であるとして、黒人人種であるがゆえのという特殊性、即ち「人種」を否定してしまったのであった。この立場はジェーム・ズオルニが、一九二九年になお「労働者の搾取には人種のカラー・ラインはない」とあきらかにしたことになお依然として引き継がれていたのであって、そしてこの立場はまた一九〇三年の W・E・B デュボイスの「二〇世紀の問題はカラー・ラインの問題である」とした立場とはまったく逆をなすものであった<sup>(12)</sup>。だと。

つぎの「人種的」要素は、さきの「階級的」にたいし反動的な結果としてあらわれたものであるという。この党が黒人問題にたいし、他の諸政党の影響を受けず、独自の理論的方向づけをあきらかにしたのは一九三〇年代に入ってからなのであった。

それは、アメリカ黒人問題の本質はたんに階級や人種に起因するのみばかりでなく「……うちに階級分化を遂げながらも、黒人が全体として

即ち「民族」としてアメリカ独占主義の下で社会的、経済的、政治的な圧迫を受けていることをはじめてあきらかにした<sup>(13)</sup>のであった。いわゆる黒人をようやく一つの「民族問題」としてみなし、黒人全体を被圧民族と規定し、とくに北部に居住する黒人をマイノリティ一集団としてみなしたのである。いわゆるこの規定は本田氏によれば、黒人問題を「民族内の民族」「A nation within a nation」としてみることにより、一般の帝国主義下によって起されるとする民族問題と同様に扱う結果となったのである。だが、この論理に基づく限りにおいて、それは必然的に「民族自決権」という政策を發揚させることになる。ここにアメリカ黒人問題の「統合化」という第一課題にたいし大きな矛盾がもたらされることになる。しかし、この「民族内の民族」という概念規定は今日なおこの党のアメリカ黒人問題にたいする原則論として受け継がれているといつてよい。ただ上述の「民族自決権」というてんについては理論的にこれを切り捨てざるを得ない結果となる。即ち、このてんを簡略に述べるならば次のような意味においてであろう。

アメリカ黒人がもし完全なるアメリカ国家の一員として、アメリカ国家形成に携わるといふ方向性を打ち出すならば、黒人人種のみが一つの「民族」として他のアメリカ民族から分離しては考えられない。もし仮にその事態を肯定することになれば、自からアメリカ黒人がアメリカ国家の一員としての自己を否定する結果となるからである。それ故、前述の L. Wirth の例によるまでもなく分散的孤立化を招き、ひいてはアメリカ国家の分裂を予想せねばならない結果となる。

ゆえにこれまでの分離主義的、孤立的方向を改め、完全な「統合化」<sup>インテグレーション</sup>へという方向転換を余儀なくされたのであるとみてよいであろう。これらの黒人問題に対する基本的方向は、一九五八年一二月の全国委員会で採択された決議でより明確化されるに及んだのであった。そのさいの文献の内容を本田氏が要約したものによれば、アメリカ黒人は「アメリカ民族のとくに「抑圧された部分」ではあるが、「単独に發展した民族」として構成されているのではない。」<sup>ネイション</sup>彼等は、他のアメリカ人と「人種的に區別できる人民<sup>ピープル</sup>もしくは「民族集団」の諸特徴をそなえているが、それは「抑圧の次元」においてのみそうであつて、それ以外は「個人としても、人民としても、他のアメリカ人とまったく同様、アメリカ人」であり、アメリカ民族の「歴史的に規定された不可欠の一構成要素」である。それ故に「民族自決権というスローガンに表明された戦略概念」は、黒人人民の解放にとつて、もはや「有効でなく、実行可能でもなく、科学的でもない」から、このスローガンは破棄されなければならぬ。しかし、アメリカ黒人が「民族ではないという結論を下した」からといつても「黒人問題が民族問題でないということの意味するものではない。

ない。「それは実際、民族問題である。」これまでのように、民族自決という方向においては「他のすべてのアメリカ人と真に平等な政治的、経済的、社会的地位を、ただちに完全に実現する」という方向において解決されるべき民族問題である」と。<sup>(4)</sup>

これをさらに簡略すれば、政策的には「分散的、孤立的」↓「統合化」へという方向を志向し、認識的には「人種問題」↓「民族問題」へという過程を辿ったことであろう。

これまでみてきたように、この全体的過程はマイノリティ集団としての黒人が民族的にアメリカにおける国内統合という第一課題をもって以上ほぼ肯定されよう。だが最終的にその方法と手段においてあくまでも経済的、イデオロギー的側面のみがとくに強調されるならばそれは後述するように、早晩に理論的限界をもたらすであろうということが出来る。より具体的には、「階級的」側面としてみるあまり移民国家としてのもつ宿命的な人種問題という第一課題を軽視するとともに、民族形成問題に関する必然性をも等閑に附す危険に落ち入るからである。

以上概略的にアメリカ黒人問題にたいする理論的規定を、とくにアメリカ共産党の理論的發展段階に沿ってみてみたのであるが、これがこんにちの黒人問題にたいするすべてを代表するものであるということではない。ただ少なくとも、この党が一環して黒人問題にたいする理論的規定にたいする努力を払ってきたその過程がより黒人運動の方向と一致してきたと考えられるからである。それゆえ、大多数のアメリカ人にとっては、最終的に黒人がやがて完全な平等のもとにアメリカ国家の国民となるであろうという理想をもちつつも、その解釈と方法論においてはそれぞれ異なることはいうまでもない。

そこであらためて黒人問題とは、そしてその解決とはどのような事態を指すのか、という認識が再吟味されなければならないように思われる。それゆえ具体的に、第一に世界にも例をみない多様な民族、人種の集まりによって一つの国家形成をはかろうとするアメリカ複数民族国家内で、黒人問題の本質を何に求め如何に認識するのか。第二に、仮説的に可能であるとすればその結果としてあらわれる要因を如何なる手続きによって解消せしめようとするのか、という理論的方向づけである。

すでに触れたように、この不可能と思われるような難問にたいする方向性は各分野の人々によってさまざまな形でこれまで提案され続けてきたのであった。周知のようにそれは一方的解釈による解決の途を求められてきたため、あるいはマイノリティ・グループをかかえもつ国家が如何にして自己の政策を最もよく達成できるかという、つまり異人種間にみられる緊張解消の分析<sup>(15)</sup>という問題にのみ有効な結論をもとめて

きたため、そこには常に悪循環のみが繰り返されてきたように思われるのである。

#### 四

ここでも、アメリカ黒人問題の本質的なものの一つを探るうえで、移民国家である合衆国のもつ特殊性<sup>11</sup>民族形成過程についてあきらかにされるべきであるように思われる。以下アメリカ民族形成に関する問題とそれに付随する若干のことからについてみてみよう。

かつて、Margaret Mead<sup>(16)</sup>が指摘したように、「アメリカ人」というものを一般化して説明することは容易なことではない。それはこのアメリカ合衆国に住む人々があまりにも多様で複雑な民族、人種集団を構成してきたからである。

つまり史的に、アメリカ大陸そのものには原住民としての Indian が多数居住していたのだが、しかしこのインディアンは何んらかの理由によって他の発展した諸民族のように民族的発展を遂げず<sup>12</sup>にいたといえる。そこへ海外探険による地理上の大発見によってヨーロッパ諸国の諸民族であるアングロ・サクソン、スラブ、ラテンおよびその後のアジア諸国の諸民族が入ってきたというよりは独占してしまったというべきかもしれない。とくに、それは当初においてイギリス人であり、オランダ人、フランス人、そしてドイツ人もあった。このようなさまざまな母国の民族的バック・グラウンドをもった移民集団は彼等の本国と同じくそのままの民族集団としてアメリカ大陸の特定の諸地域に分散して居住することになったのであった。例えば、メキシコ湾に面する New Orleans のフランス人、東北部の New England 地方のイングランド人、アイルランド人、それに New Mexico, Alisona のスペイン系、California, Olegon の東洋系の諸民族、中西部のドイツ人、北欧系の諸民族のこときである。

こうしたアメリカ新大陸の特定の地域を核として分散した、いわば地域的民族文化は分散、孤立化のもとに根強く生存し続け、しばしの間一つの統合化されたアメリカ人としての意識形成は進展しなかったといえる。たとえばこれらの地域的民族文化の面影はこんにちなお言い伝えられているのである。その一つに Dorson<sup>(17)</sup>の諸地域での民話採集によって、ヨーロッパ本国の民話が依然として伝わっていることが確認されている事実によっても明らかにされよう。

とはいえ、これらの諸民族も一八世紀の中期に至ってその世代を二、三代と重ねるなかで、次第にアメリカ化されるに及んだ。しかしそれは



より意識的に統一化されたアメリカ人というほどのものではなかったといつてよい。それはよりヨーロッパ的な、そして各々がイギリス人、フランス人、ドイツ人、オランダ人であったものが、アメリカの特定地域のヴァージニア人、カロライナ人、カリフォルニア人になったという程度のものでしかなかったといえる。

その意味ではまだヨーロッパ的「民族集団」としての色彩のぬけない準アメリカ人ともいふべきこれらの人々に、画期的な性格転換を及ぼすにいたった契機はやはり一八六〇年代にいたつての本国政府の採用した植民地統治の中央集権化がより強化されるに及んだことであろう。それは一七六四年当時のイギリス大蔵大臣 Grenville が、イギリス議会の窮乏した財政の立て直しを植民地の関税収入増加にみいだしたことによつて次々に一連の法案を可決していった事実にもあきらかにされる。

その結果として植民地に既存していた自治との間の摩擦が漸く表面化するにいたつたことは、彼等をそれまでの「民族集団」としての存在をすでに許さない状況に追い込んでいたのであったといえる。

かつて、ヨーロッパ大陸で宗教的迫害に悩まされた人々、政治的に追われた人々、罰人として送られた人々、そして新天地に彼等の生活の希望を持った人々、ついには数千年の歳月にわたつて疎外され続けてきたユダヤ民族集団、これらはいわばヨーロッパ人が軽蔑の意味でアメリカ人をさしていったように、母国からはじきだされた少数者であり、またその意味においてまさに「疎外集団」とも呼べるかも知れない。これらのかつてのヨーロッパ人は本国の物理的、精神的圧迫からのがれ、植民地の独立を成し遂げるといふ過程で次第に一つのアメリカ人という精神形成を培うとともに、その結果としてここに一応「アメリカ民族」としての成立を物心ともに形づくることになったのであったといえる。いわば、以前のイギリス人、フランス人、ドイツ人、オランダ及びポーランド人、イタリア人は十八世紀後半の独立革命といういわば民主革命を契機として真の「アメリカ人」となることを決心したアメリカ人であったのである。その後も主にヨーロッパからの移民を吸収しつつ、それは一八六一〜六五年の南北戦争を経てより強固なアメリカ民族が形づくられたといふべきであろう。なお二〇世紀初頭においてはとくに東洋系諸民族の移民が盛んに開始されたが、アメリカ民族形成という実質的観点からみればそれは量的なものであり、質的には何んら変化を与えないものとみるべきであらう。

以上民族形成過程を概略的にみてみても、移民集団としてのヨーロッパ諸民族は種々の曲折はあつたにせよ旧大陸から袂別し、新大陸にアメ

リカ人という新しい民族形成を図ったのであったが、いわゆる Negro と Indian という二つの人種のみが例外としてこの過程から分離する結果となつてしまつたのであった。(インデアン問題についてここでは省くことにする) ではそれは何故にこの人種のみが分離する事態となつたのか、これは重要な問題点であるといえる。この問いにたいし、それは単に「黒人大奴隸制」とそれに伴う残酷で人為的な諸制度ということ等によつてのみでは解答を得ることは困難であろう。ここに黒人問題Ⅱ人種問題としてその問題性がクローズ・アップされてくるといえる。このてんについては再三にわたつてふれるように、かつてヨーロッパの各々の民族集団であつた Caucasoid がアメリカ民族化 (Americanization) への過程を歩んできたにもかかわらず、黒人人種集団だけが不同化作用を歩むことになつたという歴史的事実に関し、民族学的に冷静に分析されるべきだと思われる。この経過を黒人史の悲惨さに同情するあまり、単に「黒人だから」という理由でアメリカ民族形成そのものから「排除」「除外」され続けてきたという単的な解釈は避けられなければならない。つまりこの経過については冷酷にも我々の民族史がきららかにするよ  
うに、民族そのものが民族形成にさいしそれ自身の内部に民族形成の限界性とでもいうべき法則性を内在せしめていたという事実にもきららかにされる。それは民族形成過程にあつて、人種的限界が民族形成の最低条件を規定する、という意味でもある。

ところで、民族の概念規定についてはよくそれを研究する人の数と同じであるといわれるほど多様であるが、この民族概念規定にたいし血縁文化関係説の立場を主張される呉主恵教授は「民族とは血縁と文化の交互関係作用によつて自生的に変容しつつ、同化しあつているところの歴史的社會集団である」と規定する<sup>(19)</sup>。そのさいの血縁民族形成過程に関してそれは人種の限界線を超えて形成されることはない<sup>(19)</sup>と指摘される。なお同教授はアメリカ人種問題について「白色人種であれば白色人種での同質化を図り拡大してゆくことになるであらう。……実際にいつて血の質は血の量を基礎にして生まれてくるのであるから、その血と類似性のもたない他の血は加算されないことになる。従つて白人の血の量は白人の血の質を決定しその血の質のみが、その量の増加を図るのである」<sup>(20)</sup>と指摘する。簡略すれば、人種が民族に發展するさい、人種差異の最も強度な白、黒、赤褐色、黄のごとき人種集団は互いにその人種のカラー・ラインを越えて民族形成を図ることは特定の例外を除いてはあり得ないと解釈するものであるといえる。それはアメリカにおける白色と黒色系の二つの人種はともに独立系の人種であるが故に二つの人種は一つの民族を作る可能性はまったくないとするものである。だがこれらの解釈は同一人種内における二種族 (Ethnic) が一民族を形成するという事実とは性格を異にする。前者は独立の血縁性であり、後者は類似の血縁性としてみる事ができるからである。これはまた次のような事実によつても

あきらかにされよう。

かつて、人種学者がフランス住民を種族複合体 (Un complex ethnique) としてその人類学的豊富性 (richesses anthropologiques) を指摘したのであった。この国は有史以前から闘争征服によって諸人種の統合の舞台となり、歴史的に数千年間にわたってその統合化をなし遂げたが、それらの人種はすべて人種差異の軽度ないわばコーカサイドのなかの同一人種同士の混合であったため、単一のフランス民族の形成が可能であったといえる。これと同様の過程を辿ったものとしてイギリス、ドイツその他の諸民族においても認めることができる。さらに上述の過程を歩んだ北方人種がさきの英、独、仏等の諸民族の構成分子となっていることは民族史のあきらかにするところでもある。<sup>21)</sup>

なおこれらの見解はかつて臼井二尚教授が Mongoloid, Caucasid, Negroid を第一次人種として「同一文化共同体に属する人間でも人種的所屬をあらわす体質の差異が明確にするものは、民族的共属の意識及び意欲を有たず、民族的所屬を異にする。……かくの如き明確なる体質の差異は主として第一次人種間に存在するのみであって第二次以下の人種の差異は一切の文化の共同が存在する場合は日常の実生活においては認められ難く、……従って民族的異同は主として文化の異同によって定まるのである。……故に人種の差異が民族の基礎をなすは主として第一次人種の段階においてであって爾余の段階にあつては兩者の差異は一致しない」と指摘したのとはほとんど類似的意味をもつものと解釈してよいであろう。ただその際この黒人問題のように若干のニグロイドの血がコーカサイドに、またその逆の場合にでも、それは実際の白色人種としての人種的または黒人人種としての人種的地位を全体的に変えることはまずあり得ない。そのためにこのような例外的要素は各々の人種にとってはほとんど問題にならないのだといえる。

以上みてきたようにアメリカ黒人問題の発生源とは人種問題としてこのような立場から発生し、まぎれもなくこのてんに起因しているといえる。ここ数十年以来この最も基本的なてんが理論的に軽視され他の要素がいたずらに強調されるあまりより多くの複雑化をもたらしているように思われるのである。

なおこれらのアメリカ民族形成過程における人種問題に「分離的」という悲観的見解をとった W. Dougall だんじ、O. Koellreuter とはほぼ類似の見解をもった R. M. MacIver は Volk と Nation を同一的に把握し、「多くの人種から形成されるアメリカ人はやはり一民族である」と国家的な見地から解釈したのであったが、論理的にこの見解は矛盾することになる。

いわゆる古代も中世もたない移民国家であり、その必然性としての複数民族国家でもあるアメリカ合衆国は日本やヨーロッパ諸のよう  
 人種、民族、国民という三つの概念はまったく重なり合うことはない。そして世にもまれな世界の民族、人種をすべてかかえもつにいたり、お  
 互いに交わることなく雑居生活を始めることになったのである。それは前述のように、コーカサイドはコーカサイド同士で、ニグロイド、モン  
 ゴロイドも各々の結合を強めながらである。こうした必然性は冷酷といわざるを得ない。つまり「民族は原則的に類似は相寄り、差異は相遠ざ  
 かるという人間本能によって支配されるがゆえに、民族間における類似は民族的統合へ、その差異は民族的分離への途をそれぞれ否定しえな  
 い」のである。

これまでアメリカ黒人問題の本質について、とくにアメリカ民族形成過程に関する若干の考察をかえりみながらみてきた。そのかぎりにおい  
 て、黒人問題をたんに「階級」こそがより本質であるとみる一般概念はそのまま直線的に理解され、受けいれられないことがあきらかにされよ  
 う。それはすでに前述したように「階級」をより本質的とすれば、アメリカ黒人人種であるがゆえの特殊性、悲惨な歴史の存在そのものが許さ  
 れないことになるからである。いわゆる仮説的にアメリカ黒人が黒人でなく、ヨーロッパ系の諸民族のように同一人種集団に属していたならば  
 あのような黒人大奴隷制度の存続は困難であつたらうし、今日の人種的偏見、差別もこのような形で存在することはあり得なかつたであらうと  
 確信できるからでもある。また人種的にそれは黒人が黒人であるがゆえの特殊性を負わされているという現実を無視できない事実によつてもあ  
 きらかにされよう。じつに黒人問題の第一の根源はこのてんにあることは再三に指摘したとおりである。

ただそのさいまったく階級性を否定しざることではない。周知の如く、すでに大戦後の黒人問題が都市問題として擡頭し、貧困こそが  
 解決されるべき急務であるという現在の事情からみれば、このてんはおおいに重要視されなければならない。彼等はアメリカ人としての正当な  
 権利と義務を政治、経済、社会のすべての分野で奪われ、社会構造の底辺に位置しているのである。このことはまたこんにち増々複雑、多様化  
 するアメリカ社会構造のもとではそのまま一般の下層白人にも適用できることなのである。

いわゆる要約的に黒人問題は「第一に移民からなる国としての宿命的にもつ人種問題であり、第二に、一九世紀末から急激に発達した高度生  
 産能力に基く「豊かな社会」から実質的に疎外されている者と、「豊かな社会」に内在する精神的平衡克服問題である。そして第三に、二十世  
 紀半ばに世界の政治の主役者となったことからくる、深刻な思想問題であらう。」

## 五

黒人問題をこのような前提に基づいてみれば、人種的差異からきた問題である故にまぎれもなく人種問題であるということが出来る。そしてこれまでみてきたように、黒色系人種はアメリカ民族形成過程でマジョリイティである白色系人種との不同化作用を行なってきたのであった。換言すれば、黒人は「黒」という生物学的人種基盤をもって一つの民族的集団として、白人は「白」という生物学的人種基盤を中心の一つの民族的集団としてそれぞれ発展してきたのである。その場合黒色系人種はつねに白色系人種の下に位置づけられ、一つの疎外された民族部分的なものとしてである。

このような民族形成過程の特殊事情から、アメリカ人種問題としての黒人問題は認識的に「民族的問題」としても解釈することが可能であろう。だが、このことは黒人が依然としてアメリカ国家の一員でアメリカ人であることには変りない。それは他とまったく同じアメリカ人でありながらも、黒色系人種全体として、さらに一民族的なものとしてアメリカ民族形成過程から分離してきたというてんに特殊性が認められるのであるといえる。

それで上述のような民族形成の本質的必然性についてすでに述べたように、我々人間の力によってこれを変えることはまったく不可能といわざるをえない。だが、しかし以下にみるような現代民族の行動過程及びその認識の仕方は、黒人問題にも明るい希望を与えてくれるものと解釈できるのではなからうか。

つまり「現代民族は文化と政治を基盤にして行動する民族である。それは血縁と地域を基盤とした伝統民族からの轉身行動であり、地域と文化を中心とした文化民族からの転成行動である。国家はその行動の立役者、すなわち鑄造の役目を持っているがゆえに現代民族は国家によって形成された人間の集団だといえるのである。それは血縁の類似よりも、地域の結合よりも、文化の共同と政治の統制を第一義におく体制の全体的生活共同体への行動にはかならない」<sup>27)</sup>また「……複数民族国家のばあい血縁的要素が多元的に存在するがゆえに、その類似性を求めることが、きわめて困難といわなければならない。したがって、それはむしろ文化的に共同する成員、いわば国家の文化的統制によって同質的なるものを要素とすべきである。なぜならば、われわれは国家がその成員を同一祖先の血から系図学的に確認し得ないからである。そこで国家は血縁

そのものよりも文化を、その基本的な要素として求めるわけである」と認識されるてんからでもある。

これらの現代民族の転成行動は、黒人がアメリカ複数民族国家という多様な民族、人種のるつぼのなかでやがてアメリカ国家を形成する真の一民族部分として、すでに同化し統合化された諸民族と同様に政治的、経済的、社会的のすべての分野で平等な地位のもとに、共存共栄できる可能性を期待できるものとみなすことができる。

つまり、L. Wirth の複合、共存主義 (pluralism) である。これはマイノリティとしての黒人にとっても理想的形態であり、またマジョリティとしての白人側にとっても統合化への過程を歩むものとして、よりマイノリティ政策への平和的手段でもあるといえる。いわゆる理論的に黒人問題の解消とは、このような平等な複合社会の建設というてんに求めることができるのではなからうか。だがこの場合、国家内に民族的に同化することのない二大人種が互いに並列的に存在化しつづけるという事態にすこぶる矛盾を感じさせるようであるが「国家は民族の生存的なもの」よりも「生活的なるもの」に重点をおく一種の生活的全体社会である。したがって国家は、その主権のもとにあるすべての集団、そして集団のなかにあるすべての成員を同時に支配する。ゆえにその集団内に異民族の混在があっても、また異人種の雑居があっても、国家は成立する<sup>(29)</sup>のである。ただ仮説的にこのさい将来的な民族形成化という観点からみれば、アメリカの場合それはあくまでも民族、人種の雑居としての複数民族国家として残存することになるであらう。それはすでに述べたように、複数民族国家においても民族的には国家が「その統制内にある民族的異質性を排除して、血縁と文化の相互関係の安定線上に共存すべく、民族自我性の発露に向って国家構成員すなわち国民のすべてを結集せしめ、互いに共通なる運命共同体 (Schicksalsgemeinschaft) を有するものとして民族をつくりあげていくのである。」<sup>(30)</sup>といえるからである。国家は「……つまり民族の異質性を退縮消失しめ、同質的民族への形成を理想型としているからにはかならない」<sup>(31)</sup>のである。

それゆえ、前述の平等な理想的複合社会への過程に至るまでは幾多の困難な障害が立ちはだかり、時間的にも相当の長期間を要するであらう。であるからといって、理論的に黒人問題の解消をその手段と方向性において、これまで論じてきた民族形成の本質的必然性を否定し、あくまで階級的、思想的を第一、次的なものとしての見解をとるならばそれは単に空論として終る可能性が強いといえる。いわゆるこれらの民族、人種問題はイデオロギーを超越した次元で考察されるべき問題であるといわれるのはこのような理由からでもある。

なお、上記の見解の類似的な例の一つとしてよく同じく多民族国家であるソビエトの民族政策とアメリカ人種問題が混同されて比較されるこ

とがある。だがこのソビエト連邦の場合は各々の「民族集団」がその土地と歴史的に密接な関係のうえにあって、そこに居住していた既成の民族集団をそのまま国家という枠の中に組み込むことによって連邦を成立させたのである。それゆえアメリカ人種問題とは根本的に性格を異にすることは周知の事実である。さらに弁解的になるが、例えば、白人と黒人の異人種間の結婚 (racial intermarriage) に対しては法律的に禁止されていなくとも白人と黒人は結婚しないのである。これらの事実はアメリカの種々の意識調査によっても裏づけられている。また日常生活でも、黒人であるという理由からアパートの家主が部屋を貸すのを断ることができないことになっていても、「近所の人が文句を言う」でも「あなたに適当な部屋がない」でもよい。何かの理由をつけて拒否し、できるだけ彼等の白人社会への侵入を拒み接触を避けることに努める。これとほぼ同様なものとして私共は、第二次大戦直後の日本人の朝鮮人に対する偏見と差別の結果作りだされた異常な社会的光景をみいだすことができる。これらの例をあげれば際限がないが、いわゆる経済的要因とそれに伴う論理によってのみこれらの問題を解釈しようとすることは、およそ黒人問題の基本的本質を見失い、政策的手段としていたずらに問題を動揺させる危険をまぬがれ得ない。だがまた今日、思想や体制の相違がこのような複雑、多様な人種問題に如何なる具体的変化をもたらし得るかという点についてもミクロ的に検討されなければならないことはいうまでもない。少なくとも、現在この分野からの具体的な研究はほとんど見当らないように思われるのである。

さういふ以上これまで展開したものは、あくまで当事国以外の第三者的立場にある者の資料による考察であるとともに、私見であり、またその試論の域をでるものではないということをお断りしておきたい。(一九七〇・九・三〇)

## 註

- (1) 吳主恵「民族社会学」東洋大学出版部、一九五八
- (2) 本田創造「アメリカ黒人問題の理論的考察—『インテグレーション』概念の理解のための一試論—」思想五一九号、一九六七、九月号  
なおその他に主に参照したものは次のとおりである。  
Arnold Rose, *The Negro in America*. The University Library, Harper & Row. Published, New York, 1967.  
Stokely Carmichael & Charles V. Hamilton, *Black Power*, Vintage Books, New York, 1967
- (3) 西井克「民族と歴史」ミネルヴァ書房、一九七〇  
数年前の強盗事件で、五年以上の無期の不定期徴役判決を受けていたジェームズ・マクレーンという被告を開廷中の公判廷から脱出させようとした黒人青年グループと警官隊、看守との間で銃激戦が行なわれ、判事ら四名

死亡、五名が重軽傷を負うというすさまじい事件であった。とくにこの事件は法廷から黒人が力で被告を奪取しようとしたというてんに注目されると同時に、全米に大きな決紋を投げかけた事件でもあった。

- (4) 読売新聞夕刊、一九六八、九月六日付
- (5) 同朝刊、一九六八、一〇月五日付
- (6) Kenneth B. Clark, *The Negro and the Urban Crisis: Agenda for the Nation* (1968) by Broking Institution (朝日新聞外報部訳「アメリカは何をなすべきか(国内編)」朝日新聞社、一九六九、一二二頁)
- (7) 本田、一九六七、九頁
- (8) Joseph Iravin Arnold, *Problem in American Life*, p. 433~4 New York, 1932.
- (9) 一八七七年、Jamaica に生まれたマーカス・カーヴェ (Marcus Moses Carvey) は、一九一七年アメリカに渡りその後自から世界のニグロ問題の指導者と自称した。彼の提唱するものは、マイノリティとしての彼等には理想的な平等は存在しないとして、彼等の母国アフリカへの帰還をすすめるものであった。これがカーベイ運動 (Carvey Movement) として引き継がれることになる。
- (10) 本田、一九六五、一六五頁
- (11) 本田、一九六七
- (12) 同、九頁
- (13) 同、九頁
- (14) 同、一〇～一二頁
- (15) 今野敏彦「世界のマイノリティ―虐げられた人々の群れ―」評論社、一九六八、二九七頁
- (16) *Male and Female, A Study of Sexes a Changing World* (田中、加藤訳「男性と女性」下巻、創元社、一九六九、六頁)
- (17) 原書 Porson, R.: *Buying the Wind*, Chicago, 1964.  
 例えば、独人の多いペンシルバニア州には有名な説話「ティル・オイレンシュビゲール」が「イリシュビゲール」として残っているといわれ、この

他にも相当数のものが伝えられているといわれる。(前掲書、田中、加藤、一四～一五頁)

(18) それを年代順にみれば、

- 一七六三年の Royal Order (西部の処分権を国王に保留する勅令)
- 一七六四年の Sugar Act (砂糖条令)、Cursency Act (通貨条令)
- 一七六五年の Stamp Act (印紙条令)、Quartering Act (屯営条令)
- 一七六六年の Declaratory Act (宣言条令)
- 一七六七年の Custom Collecting Act (関税徴収条令)、Revenue Act (収益税条令)、Tea Act (茶条令) 等。
- (19) 吳、一九五八、二四頁
- (20) 同、一二五頁
- (21) 田辺、一三四頁
- (22) 同、一三二～一三三頁
- (23) William McDougall, *The Group Mind*, 1920, p. 12.
- (24) R. M. MacIver: *Society, its Structure and Changes*, p. 65.
- (25) 吳、一九五八、一九二頁
- (26) 今野、前掲書、一三〇頁
- (27) 吳、一九五八、一九七頁
- (28) 吳、一九六二、八頁
- (29) 同、三頁
- (30) 同、一六頁
- (31) 同
- (32) 例えば、Guttman 測定による一九六三年二月の黒人と公民権にたいする白人の意識調査では、「白人と黒人との間の結婚を禁ずる法律があるべきか」という質問項目について、わずか三六%の人しかあるべきでないと答えているにすぎない (T. Parsons and K. B. Clark, 1965, p. 310)